自家消費プラン助成金における助成対象機器等登録要綱 新旧対照表 (令和4年7月改正分)

新	旧
自家消費プラン助成金における助成対象機器等登録要綱	自家消費プラン助成金における助成対象機器等登録要綱
(制定)令和2年6月11日付2都環公地温第585号	(制定)令和2年6月11日付2都環公地温第585号
(改正) 令和3年11月26日付3都環公地温第1839号	(改正)令和3年11月26日付3都環公地温第1839号
(改正) 令和4年7月15日付4都環公地温第949号	
第1条~第5条 (現行の通り)	第1条~第5条 略
(助成対象機器等登録申請)	(助成対象機器等登録申請)
第6条 助成対象機器等の登録を受けようとするメーカーは、次の表の第	第6条 助成対象機器等の登録を受けようとするメーカーは、次の表の第
一欄に掲げる機器の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類その他の別表	一欄に掲げる機器の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類その他の別表
1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成対象機器等登録の申	1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成対象機器等登録の申
請を行うものとする。本申請は、令和4年8月15日までに公社に提出し	請を行うものとする。
なければならない。	
第12条~第19条 (現行の通り)	第12条~第19条 略
附 則(令和2年6月11日付2都環公地温第585号)	附 則(令和2年6月11日付2都環公地温第585号)
この要綱は、令和2年6月15日から施行する。	この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

附 則(令和3年11月26日付3都環公地温第1839号) この要綱は、令和3年12月6日から施行する。 附 則(令和3年11月26日付3都環公地温第1839号) この要綱は、令和3年12月6日から施行する。

附 則(令和4年7月15日付4都環公地温第949号) この要綱は、令和4年7月26日から施行する。